

北海道旭川市・東神楽町・東川町における基本計画（第2期）の概要

令和6年6月21日同意

計画のポイント

旭川市・東神楽町・東川町における製造業の産業集積状況を全道と比較すると、「家具・装備品製造業」「木材・木製品製造業」の集積度等が際だって高くなっており、道内で木工産業の集積が進んだ地域である。また、本地域における家具・装備品製造業は、製造品出荷額等に比して付加価値額が高く、稼ぐ産業といえる。加えて、その原材料は域内で調達し販路は域外という企業が多く、「域外資金獲得産業」として地域経済に与える影響は大きい。こうした地域特性を踏まえ、恵まれた森林資源・北海道産木材を活用した地域ブランドの確立・発信、海外マーケットへの進出・拡大といった取組により旭川地域の家具産業の付加価値を高めながら、質の高い雇用創出を図っていく。

促進区域

北海道旭川市・東神楽町・東川町

経済的効果の目標

1件あたり平均47百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.19倍の波及効果を与え、促進区域で168百万円の付加価値創出を目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

旭川地域の豊富な森林資源を背景とした木材関連産業の集積を活用した家具等製造分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

・付加価値増加分：4,611万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：8%増加
- 売上：8%増加
- 雇用者数：8%増加
- 雇用者給与等支給額：8%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置
- ・企業立地促進のための低利融資
- ・地方創生関係施策の活用
- ・事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・研究機関が有する技術データ等の提供や研究データの公開の推進
- ・支援機関の機能強化

地域経済牽引支援機関

（独）日本貿易振興機構ジェトロ北海道、（独）中小企業基盤整備機構北海道本部、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、（一財）旭川産業創造プラザ、（地独）北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場

《促進区域図》



計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。